会議の内容

1	会　　議　　名	第１４回習志野市高齢者を地域で支える検討会議
2	開　催　日　時	平成２３年　１月１２日（水）　午後３時００分～５時１０分
3	開　催　場　所	市役所本庁舎５階　Ａ会議室
4	議　　　　題 及　び 会　議　の　概　要	＜会議次第＞ 1．委嘱状交付 2．新任委員紹介 3．第１３回会議を振り返って 4．習志野市高齢者支援地域実態調査の結果報告書 5．協議事項 （1）情報紙（かわら版）の配布について （2）高齢者見守りネットワーク（仮称）について （3）高齢者ふれあい事業の推進について （4）団体間の連携について （5）ボランティアの育成について ① 市民カレッジＯＢについて ② 社会福祉協議会の取り組み 6．最終報告（骨子案）について 7．その他 ＜会議概要＞ 主に議題４．５．６．についての報告を行った後に、委員より意見聴取を行った。 4．習志野市高齢者支援地域実態調査の結果報告書 袖ヶ浦地区を対象に行った習志野市高齢者支援地域実態調査の結果報告書について、報告を行った。 5．協議事項 （1）情報紙（かわら版）の配布について及び（2）高齢者見守りネットワーク（仮称）について並びに（3）高齢者ふれあい事業の推進について 上記３つについての現状報告を行った。 （1）情報紙（かわら版）については、かわら版の見本を提示し今後袖ヶ浦１丁目東町会においてモデル事業として配布を行う予定であることを報告した。 （2）高齢者見守りネットワーク（仮称）については、会議時点で事業に対しての協力の内諾をいただいている事業者について報告するとともに、今後情報紙（かわら版）を配布することで、地域住民による見守りも行っていくことを報告した。 （3）高齢者ふれあい事業の推進については、前回会議において議題となった高齢者支援活動に対する補助金制度についての現状報告を行った。この報告では、高齢者支援活動に対する補助金制度が、経営改革推進委員会による審査において承認されなかったため、市では金銭面以外の支援策として、こうした活動の把握を行うとともに、シンポジウム等を開催し活動内容の周知の手助けを行うといった形での支援策を検討していくことを報告した。

		（4）団体間の連携について 　高齢者支援活動団体が今後連携して活動を行うにはどのようにすればよいかについて、委員より意見を伺った。 　その中で、団体間の連携を強化するためには、地域支援活動団体の方々を集め、地区でのサポート会議のような交流の場を設けるとともに、こうした会議の調整を行うコーディネーターが必要であるとの意見が出た。 （5）ボランティアの育成について 　① 市民カレッジＯＢについて 　市民と行政との協働に参画していただける人材を育成することを目指して創設された市民カレッジの OB の現状報告をいただくとともに、市民カレッジ OB が地域活動を行っていくためにはどのようにすればよいかについて委員より意見を伺った。 　そのなかで、市民カレッジ卒業生が任意に加入する「市民カレッジ OB 連絡会」について、現状の活動としては、年に１回の講習会や市民まつりの手伝いに参加する程度であり、OB 連絡会全体で組織的に地域活動を行うことはない。また、市民カレッジのカリキュラム自体も地域活動を行うための講座内容になっていないとの報告があり、このような現状に対しては、カリキュラムの中に地域活動を行うための講座を設けるとともに、ボランティアを必要としている場所とボランティアを行う意志のある OB を引き合わせるためのコーディネーターが必要であるとの意見が出た。 　② 社会福祉協議会の取り組み 　社会福祉協議会において行われているボランティア育成講座について報告いただいた。 　この講座では、ボランティア参加者が、活動を通して地域にある様々な課題を取り除いていく意識を持てるよう、実践を念頭においたボランティア育成を行っており、講座を通してボランティア活動を行っていくためのスキルが取得できるような講座内容にするなどの工夫を行っていることが報告された。 6. 最終報告（骨子案）について 　前回会議で報告した最終報告（骨子案）について、高齢者支援地域実態調査の調査結果を反映させ、最終提言の部分を中心に追加したものを資料として示し、内容についての説明を行った。 　最終提言ではその内容を、Ⅰ．地域・ボランティアによる取り組みとⅡ．行政としての取り組みに分け、Ⅰ．地域・ボランティアによる取り組みによってできない部分についてⅡ．行政としての取り組みによって補っていくという構成を取っている。 　具体的には、Ⅰ．の部分については、町会等による情報紙（かわら版）の配布による地域包括支援センターの周知促進、地域住民・事業者による見守りネットワーク、高齢者支援活動団体に対する支援策の検討などがこれにあたる。 　一方、Ⅱ．の部分については行政による高齢者に関するデータ整理及び活用、すべての高齢者把握、対象者を明確にした高齢者見守り制度の検討などがこれにあたる。
5	問い合わせ先	所管課名：保健福祉部高齢社会対策課 電話番号：０４７（４５１）１１５１　内線３１８